

6 単位認定に関する試験、成績評価規程

(趣 旨)

第1条 本規程は、山梨県立宝石美術専門学校学則（昭和56年山梨県立宝石美術専門学校管理者規定第1号、以下「学則」という。）第10条の規定により、単位認定に関する試験、成績評価について、必要な事項を定める。

(単位数)

第2条 学生は、学則第11条の規定による単位数を修得しなければならない。

(単位の履修)

第3条 学生は、履修しようとする科目を事務局に届け出なければならない。ただし、応用選択、実践選択A及び実戦選択Bにおいては、履修しようとする科目の定員及び前の学期の成績によっては希望する科目を履修できない場合がある。

(単位の修得)

第4条 単位の修得には、随時に行う試験、レポート及び作品の提出（以下「試験等」という。）を必要とし、この評価によるものとする。

(科目の補講)

第5条 科目の実施期間において、授業時数を満たすことができない場合は、学期末に置く補講期間内において該当する時間分の授業を実施することができる。

(科目の成績評価)

第6条 各科目の成績評価は、第4条及び学習態度による総合評価とし、5段階をもって行う。評語は次のとおりとする。

秀
優
良
可
不可

(科目の成績の通知)

第7条 科目の成績は、評価後、本人に通知する。

(単位の認定)

第8条 各科目の単位の認定は、可否の2段階をもって行い、第6条の可以上をもって合と認定する。ただし、当該科目において、授業時数の80パーセント以上の出席がある場合に限る。

2 当該科目において、欠席の内容が証明でき、校長が認めた場合は、出席したのものとして出席率を算出するものとする。

(単位認定の通知)

第9条 単位認定の結果は、認定後に、本人に通知する。

(進級等)

第10条 原則として第1学年及び第2学年の学生は、学則第8条別表に定める単位数の修得ができなかった場合には上位の学年への進級を認めない。ただし、校長が認める場合にはこの限りではない。

2 受講した単位の修得ができなかった必修科目については、時間割上他の科目と重複する場合に限り、再受講を免除し、試験のみで単位を認定することができる。

(運 用)

第11条 この規程の運用に関して必要な事項は校長が定める。

附 則

この規程は、昭和57年4月12日から施行する。

(中 略)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。